

.「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の関連施策実施状況

(平成14年度)

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画		関連施策及び実施状況	
項目	事項	施策	実施状況
(1) 学校教育における人権教育の推進	初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。	教育総合推進地域 (151,469千円) (文部科学省)	教育上特別の配慮を必要とすると認められる地域において、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進するという観点から、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進した。 ・72地域
	研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。	人権教育研究指定校 (47,805千円) (文部科学省)	人権意識を培うための教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図った。131校
	各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。	人権教育資料の作成配布等 (19,424千円) (文部科学省)	人権教育に関する資料や研究成果を集録した人権教育資料を作成した。
		人権教育に関する学習教材等の状況調査 (51,609千円) (文部科学省)	各県・市町村で作成された人権教育に関する学習教材等を収集し、分析評価する事業を各県に委嘱した。 ・47都道府県
		各大学における人権に関する教育の実施 (文部科学省)	大学における人権教育については、例えば憲法、法哲学などの法学の授業や同和教育に関連して実施されているところであり、また、教養教育等として人権教育に関する科目を開設している大学も相当数ある。 従来から各大学に対して、各種会議等の場を通じて憲

			<p>法，教育基本法の精神に則り，同対審答申や地対協意見具申の趣旨を踏まえた同和問題をはじめとする人権問題についての一層の理解と適切な対応を求めてきているところである。</p> <p>大学における人権問題に関する授業科目の開設状況 433大学（平成13年度）</p>
<p>（2）社会教育における人権教育の推進</p>	<p>公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設，ボランティア活動の推進を図るとともに，大学の公開講座の実施等により，人権に関する学習機会を充実させる。</p> <p>人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。</p> <p>非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに，障害者等の学習機会を充実させる。</p> <p>人権に関する学習活動のための指導者養成，資料の作成，学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。</p>	<p>事項 について 人権教育総合推進事業 （1,859,898千円） （文部科学省）</p> <hr/> <p>事項 について 人権感覚育成事業 （123,925千円） （文部科学省）</p> <hr/> <p>事項 について 大学公開講座 （275,634千円）</p>	<p>すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し，人々の人権問題に対する理解と認識を深め，差別意識の解消を図り，人権にかかわる問題の解決に資することができるよう，社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。</p> <p>1 人権教育調査研究指導（国が実施）</p> <p>ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例発表テーマ <ul style="list-style-type: none"> 人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫 イ 調査研究の委嘱（都道府県への委嘱） <p>2 人権教育促進事業（都道府県・指定都市への補助）</p> <p>ア 人権教育指導研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研究会の実施，学習教材等の作成・配布 <p>イ 人権教育推進市町村事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究集会，講演会，巡回講座，学習講座，住民の参加交流事業等の実施 <hr/> <p>様々な人権課題や地域の特性等に応じた人権学習のモデル事業を展開しながら，人権感覚を持って行動できる人材を育成するための先導的な人権学習プログラムを開発した。</p> <hr/> <p>国立大学が持っている総合的，専門的教育研究の機能を広く社会に開放し，地域住民に対し広く生活上，職業上の知識，技術及び一般教養を身につける学習の機会を</p>

(文部科学省)	提供するために大学公開講座を実施した。 ・平成14年度：1,665講座
<p>事項 について 子育て支援ネットワーク の充実 (555,352千円) (文部科学省)</p>	<p>子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談に乗ったり、きめ細かなアドバイス等を行う「子育てサポーター」や子育てサポーターへの助言や親へのカウンセリングを行う「家庭教育アドバイザー」を配置し、公民館等における様々な交流事業を実施するなど、地域における子育て支援ネットワークを形成。また、父親の家庭教育の参加を促進するため、フォーラムや家庭教育出前講座の開設、子どもの職場参観事業などを実施。</p>
<p>子育て学習の全国展開 (421,684千円) (文部科学省)</p>	<p>就学時健診等の機会を活用した子育て講座を全国的に実施するとともに、新たに、妊娠期にある親を対象とした子育て講座の創設と思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期子育て講座 3,000か所 ・思春期子育て講座 3,000か所 ・就学時健診等子育て講座 20,000か所
<p>家庭教育手帳等の作成・ 配布 (333,956千円) (文部科学省)</p>	<p>家庭教育手帳等の作成・配布</p> <p>家庭教育手帳 母子健康手帳の交付時、3歳児健診の実施時等の機会を通して、乳幼児の子どもを持つ親等に配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度：約243万部作成 <p>家庭教育ノート 小学校新1年生の子どもを持つ親等に学校を通して配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度：約120万部作成 <p>家庭教育ビデオの作成・配布 思春期の子どもを持つ親を対象とした家庭教育ビデオを作成し、全国の中学校等に配布。</p>
子どもや親のための24	子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等に

		<p>時間電話相談に関する調査研究 (66,277千円) (文部科学省)</p> <p>学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業 (849,454千円) (文部科学省)</p>	<p>より24時間いつでも対応できる相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託。 家庭教育24時間電話相談に関する調査研究 ・平成14年度：7都道府県</p> <p>国・都道府県・市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を推進するための協議会及び活動支援のためのセンターを設置するとともに、全国的な普及啓発を図るための全国フォーラムを開催。 奉仕活動・体験活動の推進体制の整備状況 国，全都道府県，840市町村（平成14年度）</p>
<p>(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進</p>	<p>人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。</p> <p>一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究，人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル，パンフレット，教材，資料等の作成を行い，これによる効果的な啓発活動を推進する。</p> <p>世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には，記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。</p>	<p>事項 について 人権侵犯事件調査等活動経費 (46,786千円)</p> <p>人権問題特別対策経費 (212,646千円)</p> <p>人権啓発活動等実施経費 (3,414,783千円) (法務省)</p>	<p>事項 について</p> <p>1 啓発冊子，パンフレット等を作成し，全国に配布するなどした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第54回人権週間ポスター 31,400枚 ・部落差別解消ポスター 31,400枚 ・啓発パンフレット「第54回人権週間」 100,000部 ・啓発冊子「人権の擁護」 100,000部 ・平成14年度全国中学生人権作文コンテスト入賞作品集 200,000部 ・女性の人権ホットライン周知パンフレット 100,000部 ・啓発パンフレット「えせ同和行為を排除するために」 50,000部 ・人権啓発ビデオ「えせ同和行為を排除するために」作成 ・人権啓発ビデオ「この街で暮らしたい 外国人の人権を考える」作成 <p>2 政府広報等を利用した啓発活動を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年7月に，政府広報誌「Cabi ネット」で人権イメージキャラクターをテーマとする記事を掲載した。 ・平成14年12月に，Web版広報通信12月号で

			<p>第54回人権週間をテーマとする記事を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイドフォトニュース平成15年2月1日号に子どもの人権をテーマとした記事を掲載した。 ・平成15年3月に、Web版広報通信3月号で外国人の人権をテーマとする記事を掲載した。 ・平成15年3月に、TBSラジオ「グッドモーニングジャパン」で、子どもの人権をテーマとして全国放送した。 <p>3 平成14年12月に、過去作成した啓発映画をCS放送にて放映した。</p> <p>また、全国中学生人権作文コンテスト入賞者を訪ね人権について考えることをテーマとしたテレビ特別番組を作成し、平成15年2月に全国放映した。さらに、この番組はビデオ化して全国の法務局・地方法務局に備え付け、貸出に対応している。</p> <p>事項 ~ について</p> <p>企業その他一般社会における人権教育等を推進するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
	<p>人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。</p> <p>人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。</p> <p>人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。</p>	<p>事項 ~ について</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費 (22,176千円)</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費 (641,187千円)</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費 (再掲)</p> <p>人権問題特別対策経費</p>	<p>事項 について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国の法務局・地方法務局において、新任の人権擁護委員に対し、研修を実施した。 2 全国の法務局・地方法務局において、委嘱後2年以内の人権擁護委員に対し、研修を実施した。 3 全国の法務局・地方法務局において、委嘱後4年目の人権擁護委員に対し、研修を実施した。 4 全国の法務局・地方法務局において、人権擁護委員に対し、同和問題講習会を実施した。 5 全国の法務局・地方法務局において、人権擁護委員に対し、男女共同参画問題研修を実施した。 6 第61回法務局・地方法務局職員専門科(人権)研修を実施した(平成14年7月4日~7月26日・56名)。

	<p>(再掲) 人権啓発活動等実施経費 (再掲) (法務省)</p>	<p>7 法務局・地方法務局人権擁護事務担当者研修を実施した(平成14年8月26日～8月30日・58名)。 8 平成14年度人権啓発指導者養成研究会を実施した。(平成14年9月10日～13日・80名・東日本,平成14年11月26日～29日・105名・西日本)</p> <p>事項 ~ について</p> <p>1 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。 2 企業その他の一般社会における人権教育等を推進するため,都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。 3 パンフレットを作成し,全国に配布するなどした。 ・女性の人権ホットライン周知パンフレット 100,000部</p> <p>事項 について</p> <p>国,都道府県,市町村等の人権啓発活動実施主体相互間の連携・協力体制を強化するための「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」の設置を完了し,「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を順次整備している。 (全都道府県,145地域)</p>	<p>7 法務局・地方法務局人権擁護事務担当者研修を実施した(平成14年8月26日～8月30日・58名)。 8 平成14年度人権啓発指導者養成研究会を実施した。(平成14年9月10日～13日・80名・東日本,平成14年11月26日～29日・105名・西日本)</p> <p>事項 ~ について</p> <p>1 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。 2 企業その他の一般社会における人権教育等を推進するため,都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。 3 パンフレットを作成し,全国に配布するなどした。 ・女性の人権ホットライン周知パンフレット 100,000部</p> <p>事項 について</p> <p>国,都道府県,市町村等の人権啓発活動実施主体相互間の連携・協力体制を強化するための「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」の設置を完了し,「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を順次整備している。 (全都道府県,145地域)</p>
	<p>財団法人人権教育啓発推進センターにおける,人権教育及び人権啓発を推進し,支援するための活動に対して,関係省庁はこれを積極的に支援する。</p> <p>人権啓発活動等実施経費 (再掲) (法務省)</p>	<p>(財)人権教育啓発推進センターに以下の啓発活動等を委託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発フェスティバルの実施 <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県 平成14年10月13・14日 埼玉県 平成14年11月9・10日 広島県 平成14年12月7・8日 ・第54回人権週間ポスターの作成 ・部落差別解消ポスターの作成 ・啓発パンフレット「第54回人権週間」の作成 ・平成14年度全国中学生人権作文コンテスト入賞作品集の作成 	<p>(財)人権教育啓発推進センターに以下の啓発活動等を委託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発フェスティバルの実施 <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県 平成14年10月13・14日 埼玉県 平成14年11月9・10日 広島県 平成14年12月7・8日 ・第54回人権週間ポスターの作成 ・部落差別解消ポスターの作成 ・啓発パンフレット「第54回人権週間」の作成 ・平成14年度全国中学生人権作文コンテスト入賞作品集の作成

			<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発ビデオ「えせ同和行為を排除するために」の作成 ・人権啓発ビデオ「この街で暮らしたい 外国人の人権を考える」の作成 ・人権関係情報データベースの運用・活用 ・啓発教材，啓発資料の作成及びビデオライブラリーの拡充 ・人権啓発指導者養成研修の実施 ・新聞による広報の実施 ・人権擁護に関する調査・研究
	<p>企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。</p>	<p>就職の機会均等を確保するための指導・啓発（厚生労働省）</p>	<p>雇用主に対する指導・啓発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考に関する業界団体への文書による要請 <ul style="list-style-type: none"> ・各経済・業種別 107 団体 2 ポスター，カレンダー等各種啓発資料を作成し，全国の企業等に配布 3 新聞広報等各種広報媒体を通じた啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・中学，高等学校，大学等の卒業予定者に係る採用選考時毎に実施 4 公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・全国で 725 回 5 企業トップクラス研修会の開催（全国で 459 回）
<p>（４）特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進</p>	<p>検察職員 人権を尊重した検察活動を徹底するため，検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。</p>	<p>検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育（法務省）</p>	<p>新任検事実務教育 （対象・人員）新任検事・75人 （実施内容）講義課題：国際人権関係条約等</p> <p>検事専門研修 （対象・人員）検事・49人 （実施内容）講義課題：国際人権関係条約及び刑事に関する国際協力</p> <p>検事一般研修 （対象・人員）検事・67人 （実施内容）講義課題：国際人権関係条約及び刑事に関</p>

			<p style="text-align: center;">する国際協力について</p> <p>新任副検事実務教育 (対象・人員) 新任副検事・40人 (実施内容) 講義課題：人権をめぐる諸問題</p> <p>検察事務官高等科研修 (対象・人員) 検察事務官・100人 (実施内容) 講義課題：人権の諸問題</p>																								
	<p>矯正施設・更生保護関係職員等 ア 刑務所，拘置所，少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から，矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ，施設の監督職員に対する指導を行う。</p>	<p>矯正施設の職員に対する各種研修における人権教育の充実等 (法務省)</p>	<p>矯正研修所及び同支所（全国8か所）において，被収容者の権利保障・国際準則等に係る研修，人権啓発に係る研修等を実施している。</p> <p>なお，名古屋刑務所における一連の事件の経緯にかんがみ，これまでの人権教育が必ずしも十分な効果をあげていなかったとの認識に立ち，人権教育の在り方について種々検討を行っている。また，人権意識の一層の向上を図るため，新たに処遇実務監督者研修を実施し，各施設において伝達研修することによって全職員の意識喚起を図った。</p> <p>(平成14年度における研修実施状況)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・刑務官等研修課程</td> <td>22コース</td> <td>551名受講</td> </tr> <tr> <td>・法務教官研修課程</td> <td>11コース</td> <td>220名受講</td> </tr> <tr> <td>・法務技官研修課程</td> <td>2コース</td> <td>15名受講</td> </tr> <tr> <td>・高等研修課程</td> <td>1コース</td> <td>95名受講</td> </tr> <tr> <td>・中級管理研修課程</td> <td>1コース</td> <td>23名受講</td> </tr> <tr> <td>・上級管理研修課程</td> <td>1コース</td> <td>41名受講</td> </tr> <tr> <td>・処遇実務監督者研修</td> <td>1コース</td> <td>178名受講</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>39コース</td> <td>1123名受講</td> </tr> </table>	・刑務官等研修課程	22コース	551名受講	・法務教官研修課程	11コース	220名受講	・法務技官研修課程	2コース	15名受講	・高等研修課程	1コース	95名受講	・中級管理研修課程	1コース	23名受講	・上級管理研修課程	1コース	41名受講	・処遇実務監督者研修	1コース	178名受講	合 計	39コース	1123名受講
・刑務官等研修課程	22コース	551名受講																									
・法務教官研修課程	11コース	220名受講																									
・法務技官研修課程	2コース	15名受講																									
・高等研修課程	1コース	95名受講																									
・中級管理研修課程	1コース	23名受講																									
・上級管理研修課程	1コース	41名受講																									
・処遇実務監督者研修	1コース	178名受講																									
合 計	39コース	1123名受講																									
	<p>イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から，保護司研修及び更生保護関係職員に対す</p>	<p>更生保護関係職員に対する研修 (法務省)</p>	<p>保護観察官中等科研修 (対象) 保護観察官 (人員) 47名 (実施方法) 法務総合研究所における講義 (実施内容) テーマ「人権と保護」</p>																								

る各種研修における人権教育を
充実・徹底する。

入国管理関係職員
出入国審査，在留資格審査等
の対象たる外国人及び入国者収
容所等の収容施設における被収
容者の人権の尊重を図る観点か
ら，入国審査官，入国警備官等
に対する各種研修における人権
教育を充実させる。

教員・社会教育関係職員
学校の教員や社会教育主事な
どの社会教育関係職員について
は，各種研修，資料の作成等を
通じ，人権に関する理解・認識
を一層向上させる。

入国審査官，入国警備官
等に対する各種研修にお
ける人権教育の充実
(法務省)

教職員に対する研修
(文部科学省)

社会教育主事講習におけ
る人権に関する講義の実
施
(文部科学省)

外国人の人権に配慮した入管行政を遂行するため，各
種職員研修の場を通じて人権教育を充実させ，入国審査
官及び入国警備官等の人権意識をかん養している。

- ・入国管理局関係職員初任科研修 111名
- ・入国管理局関係職員初等科研修 48名
- ・入国管理局関係職員中等科
(入国警備官)研修 64名
- ・入国管理局関係職員高等科研修 40名
- ・人権教育・カウンセリング研修 48名

独立行政法人教員研修センターが実施する教職員等中
央研修講座において，校長，教頭，中堅教員等，総計1，
665名を対象に，「人権尊重の教育」及び「児童の権
利条約」というテーマの講義を実施したほか，人権教育
セミナーにおいて，教員等617名に対し，人権教育実
施上の課題等について研修を行い，人権教育の一層の充
実を図った。

全国18か所，計20回開催，参加者計1，559名
北海道教育大学「障害者と生涯学習」
弘前大学「障害者の教育と福祉」
東北大学「障害児(者)教育・福祉社会」
宇都宮大学「人権教育」
埼玉大学「人権問題と社会教育」
横浜国立大学「人権・同和教育と生涯学習」
信州大学「同和教育と社会教育」
金沢大学「人権問題と社会教育」
愛知教育大学「男女共同参画と社会教育」
京都教育大学「同和・人権教育」
大阪大学「人権啓発と社会教育」
「同和問題と日本の国際化」
神戸大学「人権問題と社会教育」

		<p>岡山大学「障害者と生涯学習」 広島大学「男女共同参画社会」 鳴門教育大学「人権教育と社会教育」 九州大学「人権教育」 熊本大学「人権教育の推進について」 国立教育政策研究所（年2回実施） 「人権・同和問題と社会教育」</p>
	<p>独立行政法人国立女性教育会館におけるセミナー等の開催 （765,528千円） （文部科学省）</p>	<p>独立行政法人国立女性教育会館は、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育等に関する専門的な調査及び研究等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業 ・交流事業 ・調査研究事業 ・情報事業
<p>医療関係者 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。</p>	<p>医療関係者の育成における人権に関する教育の実施 （文部科学省，厚生労働省）</p>	<p>医療関係者を育成する学校や養成所においては、患者本位の立場に立った人間性豊かな医療関係者の育成が求められていることに鑑み、様々な教育活動を通じて患者の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成の一層の充実を図った。</p>
<p>福祉関係職員 ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。</p>	<p>民生委員研修 （全国社会福祉協議会実施分 31,365千円の内数） （都道府県・指定都市社会福祉協議会実施分 3,453,600千円の内数） （厚生労働省）</p>	<p>各都道府県において、全民生委員・児童委員を対象に、福祉施策、人権の尊重等に関する研修を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国民生委員指導者研修 全国社会福祉協議会において年1回開催 ・12月2日～12月4日 2 民生委員・児童委員協議会会長研修 3 中堅民生委員・児童委員研修会 4 新任民生委員・児童委員研修会 <p>2～4については、各都道府県・指定都市においてそれぞれ年1回以上開催した。</p>

	全国主任児童委員研修会 (厚生労働省)	主任児童委員としての役割や活動の充実強化を目的として、地域の児童虐待防止ネットワークにおける役割を考えるシンポジウム、地域の子育て支援活動を考える講演、分科会、人権・同和問題に係るビデオ研修を実施。 ・全国2か所、計2回開催、参加者計618名
イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。	ホームヘルパー養成研修の実施 (厚生労働省)	介護保険制度の導入に伴い、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修について、従来のカリキュラム(人権の尊重などについて充実を図っている)と同様の内容を想定した新たなカリキュラムを提示した。
	介護支援専門員養成研修の実施 (厚生労働省)	介護支援専門員の養成については、実務研修等において、人権の尊重についての理解を深めることについて配慮するよう、実施要綱の一部改正等を行った。
ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。	介護福祉士養成のための実習指導者特別研修事業	計2回開催(参加者計116人)
	介護教員講習会	計5回開催(修了者計943人(のべ人数))
	社会福祉主事資格認定通信教育事業	1回開催(参加者計1,290人)
	社会福祉施設長資格認定通信教育事業	1回開催(参加者計1,492人)
	都道府県・指定都市本庁福祉五法関係指導監督職員研修事業	計5回開催(参加者計698人)
	福祉事務所長特別研修事業	1回開催(参加者計186人)
	査察指導員特別研修事業	1回開催(参加者計223人)

	<p>児童相談所相談関係指導職員研修事業</p> <p>社会福祉施設長サービス管理研修課程</p> <p>社会福祉法人経営者研修事業</p> <p>社会福祉施設指導職員特別研修課程 (厚生労働省)</p>	<p>1回開催(参加者計77人)</p> <p>計7回開催(参加者計447人)</p> <p>計2回開催(参加者計232人)</p> <p>計2回開催(参加者計284人)</p>
<p>エ 保育士養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。</p>	<p>国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所における教育 (厚生労働省)</p>	<p>同養成所において、子どもの人権を尊重した処遇を行うための教育を実施。</p>
<p>海上保安官 法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。</p>	<p>海上保安大学校等における人権教育(学生を対象) (国土交通省)</p> <p>海上保安官に対する人権教育 (国土交通省)</p>	<p>(対象)海上保安大学校等学生 (人員)492名 (実施方法)大学校等における講義 (実施内容)憲法等の講義により人権に関する知識を教授</p> <p>(対象)海上保安官 (人員)217名 (実施方法)再研修中における講義 (実施内容)階層別研修において行政法、海上警察権論等の講義により、海上保安業務に関連する行政や法と人権との関わりについて教授</p>
<p>労働行政関係職員 労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する</p>	<p>都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所に所属する職員に対する人権教育の推進</p>	<p>都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所に所属する職員に対して、入省時(新規採用者及び入省後1年経過の職員)、中堅時(行政経験概ね5~8年程度の職員)、管理監督者就任時等各職員の職位に応じて</p>

る理解・認識を一層向上させる。

(厚生労働省)

節目ごとに行う中央研修(14種)において同和問題等を中心とする人権の講義を延べ36回、1,906名に対し実施し、業務と人権との関わり等について教授した。

(平成14年度実績)

新任労働基準監督官研修(全1回、80名)
労働行政職員(基礎)研修(全5回375名受講)
労働基準監督官(上級)研修(全2回83名受講)
労働基準行政職員(上級)研修(全3回173名受講)
職業安定行政職員(上級)研修(全7回458名受講)
労働基準監督署長研修(全1回16名受講)
部門間配置転換職員研修(全1回5名受講)
地方労働基準監察監督官研修(全1回32名受講)
労働基準監督署次長研修(全2回67名受講)
公共職業安定所長研修(全3回136名受講)
公共職業安定所次(部)長研修(全1回45名受講)
労働基準監督署課長(A)研修(全1回68名受講)
労働基準監督署課長(B)研修(全3回141名受講)
公共職業安定所課長・統括職業指導官研修(全5回227名受講)

また、各行政分野における必要性和専門性が高い業務を担当している行政経験概ね15~25年程度の職員に対して行われる専門研修(計4種類、5回、255名)として、高齢者、障害者、外国人労働者の雇用促進業務の円滑な遂行に必要な知識及び技術を習得させるための研修を実施し、人権教育の推進を図った。

(専門研修)

障害者雇用研修(全1回86名受講)
高齢者雇用研修(全1回45名受講)
事業主指導研修(全2回87名受講)
外国人雇用対策研修(全1回37名受講)

なお、事業主指導研修においては、同和問題等の講義をカリキュラムに組み込んでおり、同講義により人権教育を推進した。

消防職員

消防大学校における研修

(対象) 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

(総務省)

(人員) 273名
(実施期日) 平成14年度中
(実施方法) 消防大学校における講義
(実施内容) 演題：人権擁護

警察職員
人権を尊重した警察活動を徹底するため、「職務倫理の基本」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

警察職員に対する人権教育の推進
(警察庁)

- 1 各級警察学校、職場等における人権教育の推進
職務倫理に関する教育を警察教養の最重点項目に掲げ、採用時教育及び昇任時教育等の各級警察学校、警察署等の各職場において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に基づき、職務倫理や適切な市民応接に重点をおいた各種教育を行ったほか、基本的な人権を尊重した職務執行ができるよう、必要な知識・技能を修得させるための教育を行った。
 - ・採用時教育(新たに採用された警察職員)約12,570名
 - ・昇任時教育(各階級及び職に昇任した警察職員)約15,200名
 - ・職務倫理指導者専科(各警察本部の職務倫理教育の指導者)30名
 - ・職務倫理教養担当者専科(警察署の職務倫理教育の担当者)約500名また、職務倫理等の人権に関する授業を拡充するなどの警察学校における採用時及び昇任時の教育制度を改善し、平成13年度から実施している。
- 2 留置担当者等に対する人権教育の推進
留置担当官等を対象として、国際関係条約にも配慮し、被留置者の人権に重点を置いた適正処遇と職務倫理教養に関する教育訓練を行った。
 - (1) 都道府県警察本部等の上級幹部に対する教育
警察署等の留置業務担当者の全般的な指導に当たる都道府県警察本部等の上級幹部等に対し、警察庁において、それぞれ約10日間にわたって、適正な留置業務の管理運営等に関する教育を行った。
留置業務管理運営専科(警視、警部を対象)35名

			<p>留置管理実務指導者専科（警部補，巡査部長を対象）34名</p> <p>(2) 留置業務担当者に対する教育 警察署等において留置業務を担当する警部補以下の留置業務担当者約2,560名に対し，都道府県警察において，約10日間にわたって，被留置者の適正処遇等に関する教育を行った。</p> <p>3 被害者対策に関する教育の推進 平成8年2月に警察庁が制定した「被害者対策要綱」に基づき，警察庁及び各都道府県警察において，被害者対策に関する各種教育を行った。 ・被害者対策指導専科（警察本部の被害者対策の指導者）20名 ・被害者カウンセリング技術専科（被害者に対する相談支援担当者）20名 ・被害者対策専科（警察署の被害者対策の指導者）約800名</p> <p>4 女性に対する暴力事案担当者等に対する人権教育の実施 警察本部等におけるストーカー及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象として，警察庁において，女性被害者に対する適切な対応要領等に関する教育を行った。 ストーカー・DV対策実務担当者専科（30名）</p> <p>5 少年警察担当者に対する人権教育の実施 警察本部等における少年相談，被害少年の継続的支援等の業務を専門的に担当する警察職員を対象として，カウンセリング技術，少年相談対応要領及び児童虐待事案への対応要領に関する研修を行うとともに，少年事件捜査を担当する警部補以下の警察官を対象として，少年処遇上の基本や少年事件の被害者対策等に関する教育を行った。（約430名）</p>
	<p>自衛官 防衛大学校・各自衛隊の幹部</p>	<p>自衛官に対する人権教育の推進</p>	<p>1 防衛大学校，防衛医科大学校，陸上・海上・航空の各自衛隊幹部候補生学校等において，憲法の理念（民</p>

候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

(防衛庁)

主義,基本的人権の尊重等)やジュネーブ諸条約(戦時における文民の保護等)について教育を実施した。
(約23,000人)

2 自衛隊の幹部学校をはじめとする各種学校等において,自衛隊法第52条に規定する「服務の本旨」に則り,人格の尊重等を基本とする精神教育を実施した。
(約30,000人)

3 人権に関する研修会に職員を参加させ,人権に係る教育・啓発を実施した。(33人)

公務員
すべての公務員が人権問題を正しく認識し,それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

人権啓発活動実施経費
(再掲)
(法務省)

- ・平成14年度人権に関する国家公務員等研修会
(前期:平成14年9月4日 580名参加)
(後期:平成15年2月13日 658名参加)
- ・平成14年度人権啓発指導者養成研修会
(平成14年9月10日~13日 80名参加東日本)
(平成14年11月26日~29日 105名参加西日本)

各府省の職員に対する合同研修
(人事院)

全府省の職員を対象に実施している職位階層別研修等において,女性,高齢者,障害者,同和問題など幅広く人権に関するカリキュラムを実施。

人権に関するカリキュラムを設けた研修

- ・新規採用職員研修 12コース 768人受講
- ・係員級研修 16コース 746人受講
- ・係長級研修 10コース 452人受講
- ・課長補佐級以上の研修 10コース 309人受講
- ・その他の研修 12コース 375人受講

合計 60コース 2650人受講

地方公務員に対する研修
(総務省)

(対象) 地方公務員
(人員) 876名
(実施期日)平成14年度中
(実施方法)自治大学校における講義

		(実施内容) 演題：人権行政 講師：宮崎繁樹 ((財)人権教育啓発推進センター理事長)
職員に対する各種研修における人権研修の充実 (外務省)	<p>新入職員全員(種, 専門職, 種)を対象に実施する各種研修において人権問題に関する講義を実施した。</p> <p>1 平成14年度第2・3部前期研修(第2部：20名, 第3部：39名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題目：人権問題 ・講師：田代裕(フォアサイト労研主宰) ・講義日：平成14年5月1日 <p>2 平成14年度第4部一般初任研修(35名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題目：人権問題 ・講師：田代裕(フォアサイト労研主宰) ・講義日：平成14年5月9日 <p>3 平成14年度第5部研修(130名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題目：人権を巡る世界動向 ・講師：横田洋三(中央大学教授) ・講義日：平成14年11月11日 <p>4 平成14年度第2・3部後期研修(第2部：21名, 第3部：38名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題目：人権外交 ・講師：横田洋三(中央大学教授) ・講義日：平成15年3月18日 	
	郵政研修所における研修 (総務省)	<p>各地方ごとの郵政研修所等で実施している新規採用者訓練等各種訓練の中で、各地域の実情等にあった人権・同和問題について研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14年度：17,301人
マスメディア関係者 人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育	マスメディア関係者の自主的取組 (総務省, 文部科学省)	<p>従来よりマスメディア関係者は人権教育のための取組等を行ってきている。</p> <p>1 「新聞倫理綱領」の改定((社)日本新聞協会) 平成11年10月より新聞倫理綱領検討小委員会で改定作業に取り組み、平成12年6月21日の総会に</p>

のための自主的取組が行われることを促す。

において新しい「新聞倫理綱領」を制定。
2 放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）の第2回シンポジウム

テーマ：『言論の自由とメディアの責任』

講演「情報を見抜く力～犯罪報道の視点から～」

パネルディスカッション「事件・事故報道と人権」

開催日：平成14年4月17日

主催：放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）

後援：日本放送協会，（社）日本民間放送連盟

参加者：240名

フォーラム「これからのテレビ・中学生とともに考える」

第1部：中学生の主張『テレビへの提言』

第2部：公開討論『青少年のためにテレビは何をすべきか』

開催日：平成14年7月23日

主催：放送と青少年に関する委員会（放送番組向上協議会）

共催：日本放送協会，（社）日本民間放送連盟

放送倫理セミナー「テレビ50年を問う」

開催日：平成15年3月11日

主催：放送番組向上協議会

共催：日本放送協会，（社）日本民間放送連盟

3 . 重要課題への対応

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画		関連施策及び実施状況	
項目	事項	施策	実施状況
(1) 女性	男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。	男女共同参画社会の形成の促進 (内閣府)	男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況等を、いわゆる「男女共同参画白書」として取りまとめ、公表した。
	政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。	男女共同参画社会の形成の促進 (再掲) (内閣府)	1 国の審議会等委員への女性の登用を促進するため、男女共同参画推進本部決定に基づき、平成17年(2005年)度末までのできるだけ早い時期に「30%」を達成という目標に向けて、女性人材データベースを拡充した。 2 関係府省の協力を得て、政治・行政・司法等の各分野における女性の参画状況について取りまとめ、公表した。
		女性職員のための研修の実施 (人事院)	女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針を踏まえ、女性職員の登用拡大に向けた施策を総合的に推進していく一環として、女性職員の意欲・意識を高めること等を目的として、女性職員のための研修を10コース実施し、346人が参加した。
	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃	男女共同参画社会の形成の促進 (再掲) (内閣府)	1 男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」において様々な広報啓発活動を行った。 2 男女共同参画基本計画の趣旨の浸透等を図るため、全国会議(1回)、男女共同参画フォーラム(6か所)、男女共同参画宣言都市奨励事業(14か所)を実施した。 3 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)

条約，第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。

の活動を通じ広く各界各層との情報及び意見の交換等を行うことで，男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進した。

- 4 全国各地の，近い将来地域リーダーとなりうる若年男女に対して，男女共同参画に関する施策の説明や意見交換を行うため，男女共同参画ヤングリーダー会議を開催した。
- 5 社会の意識啓発など，女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するため，都道府県等関係機関，団体に協力を依頼し，「女性に対する暴力をなくす運動」を実施した。
- 6 男女共同参画社会の実現を阻害する女性に対する暴力について社会の意識を啓発することを目的として，「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催した。
- 7 「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を作成し，女性に対する暴力に関する広報啓発活動に活用した。
- 8 インターネットを通じて配偶者からの暴力の被害者への対応に当たる関係者に対し，関係各機関の情報や法令等の情報を提供した。
- 9 男女共同参画社会づくりを進める地方公共団体との連携のため，全国主管課長等会議，行政ブロック会議を開催した。
- 10 男女共同参画社会づくりに関する広報啓発のため，広報誌「えがりて」(年6回)，女性関係行政の情報提供誌(年6回)を発行した。
- 11 ホームページを開設し，インターネットを通じて国内外に国の取組状況や関連データ，国際会議文書等の情報を提供した。
- 12 全国の行政相談委員，人権擁護委員，都道府県の男女共同参画担当課等男女共同参画に係る苦情処理対応者等に苦情処理Q & Aを配布し，男女共同参画社会づくりに向けての意識啓発を図った。

	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>1 第54回人権週間（平成14年12月）において、「女性の地位を高めよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 女性等に対する人権侵害の発生を防止するため、都道府県及び政令指定都市に対し啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
	<p>労働に関する女性の地位向上啓発 （4,897千円） （厚生労働省）</p>	<p>都道府県労働局雇用均等室に配置している協助員により、労働における女性の地位向上のための広報・啓発活動を実施した。</p>
<p>雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。</p>	<p>雇用における男女の均等取扱いの促進 （570,406千円） （厚生労働省）</p> <p>職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策 （247,230千円） （厚生労働省）</p> <p>働く女性の能力発揮支援事業 （586,345千円） （厚生労働省）</p>	<p>男女雇用機会均等法の内容に沿った雇用管理が更に徹底されるよう、企業、労働者等に対し、一層その周知を図るとともに、男女の均等取扱いを確保するための積極的な行政指導、女性労働者と事業主との間の均等取扱いに関する個別紛争解決のための援助を行った。</p> <p>男女雇用機会均等法及び指針の内容に沿って職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が講じられるよう、法の周知徹底を図るとともに、防止対策の実施についての行政指導を行った。また、セクシュアルハラスメントカウンセラーを活用し、相談に適切に対応した。</p> <p>働く上で男性に比べて困難な状況に直面することが少ない女性の能力発揮を支援するため、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等の諸事業を「女性と仕事の未来館」において実施した。</p>

		<p>進路指導総合改善事業等 (38,725千円) (文部科学省)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャリア教育の推進に関する総合的調査研究 キャリア教育実践モデル地域指定事業などの研究成果等を踏まえ、各学校におけるキャリア教育の推進方策について、総合的な調査研究を行った。 2 キャリア教育実践モデル地域の指定 キャリア教育の在り方について、中・高等学校一貫した指導内容・指導方法等の開発やキャリア・アドバイザー等地域人材の活用等に関する実践的な調査研究を行った。 3 インターンシップ全国フォーラムの開催 高等学校のインターンシップを推進するため関係者が集まり、インターンシップの推進方策等について意見交換を行った。
	<p>農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。</p>	<p>農業・農村男女共同参画推進事業 (92,585千円) (農林水産省)</p>	<p>農山漁村の女性が男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農業委員や農協役員等の地域の方針決定の場への女性の参画目標を策定し、その達成に向けた研修等を実施した。 47都道府県及び150市町村で実施。</p>
	<p>性犯罪，売春婦，家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて，厳正な取締りのもとより，被害女性の人権を守る観点から，事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど，必要な体制を整備するとともに，事情聴取，相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。</p>	<p>性犯罪被害者対策 (警察庁)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 性犯罪捜査指導官の設置 性犯罪捜査の指揮・指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」をすべての都道府県警察に設置している。 2 性犯罪捜査指導係の設置 性犯罪捜査指導官の下でその補佐等に当たる「性犯罪捜査指導係」をすべての都道府県警察に設置し，女性警察官約110名を含む約270名を同係に配置している。 3 女性警察官の性犯罪指定捜査員等の指定 性犯罪が発生したときに，被害者の事情聴取等の捜

			<p>査活動等に従事する性犯罪捜査員等をすべての都道府県警察で約3,900名を指定している。</p> <p>4 性犯罪相談窓口の効果的運用 性犯罪の被害の届出や相談が行いやすいよう、すべての警察本部に設置されている「性犯罪被害110番」等性犯罪相談窓口の効果的運用に努めている。</p> <p>5 関係機関との連携 性犯罪被害認知時の迅速かつ適切な被害者の診断、治療及び証拠採取のほか、女性医師による診断、治療等被害者のニーズに的確に対応し、性犯罪捜査過程における被害者の精神的負担を極力軽減するため、産婦人科医師会等とのネットワーク等をすべての都道府県で構築している。</p> <p>6 女性警察官を対象とした研修等の実施 性犯罪捜査に従事する捜査員等に対して、被害者の精神的負担の軽減を図りつつ性犯罪捜査を適切に推進するための研修や専科教養等を行っている。</p>
	<p>外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。</p>	<p>入国審査官，入国警備官等に対する各種研修における人権教育の充実（再掲） （法務省）</p>	<p>外国人の人権に配慮した入管行政を遂行するため、各種職員研修の場を通じて人権教育を充実させ、入国審査官及び入国警備官等の人権意識をかん養している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国管理局関係職員初任科研修 111名 ・入国管理局関係職員初等科研修 48名 ・入国管理局関係職員中等科（入国警備官）研修 64名 ・入国管理局関係職員高等科研修 40名 ・人権教育・カウンセリング研修 48名
	<p>家庭，学校，地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また，女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。</p>	<p>人権教育総合推進事業（再掲） （文部科学省）</p>	<p>すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し，人々の人権問題に対する理解と認識を深め，差別意識の解消を図り，人権にかかわる問題の解決に資することができるよう，社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。</p> <p>1 人権教育調査研究指導（国が実施） ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・事例発表テーマ <ul style="list-style-type: none"> 人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫 イ 調査研究の委嘱（都道府県への委嘱） 2 人権教育促進事業（都道府県・指定都市への補助） <ul style="list-style-type: none"> ア 人権教育指導研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研修会の実施，学習教材等の作成・配布 イ 人権教育推進市町村事業 <ul style="list-style-type: none"> ・研究集会，講演会，巡回講座，学習講座，住民の参加交流事業等の実施
		<p>人権感覚育成事業 （再掲） （文部科学省）</p>	<p>様々な人権課題や地域の特性等に応じた人権学習のモデル事業を展開しながら，人権感覚を持って行動できる人材を育成するための先導的な人権学習プログラムを開発した。</p>
		<p>独立行政法人国立女性教育会館におけるセミナー等の開催 （再掲） （文部科学省）</p>	<p>独立行政法人国立女性教育会館は，男女共同参画社会の形成の促進に資するため，女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修，女性教育等に関する専門的な調査及び研究等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業 ・交流事業 ・調査研究事業 ・情報事業
		<p>生涯にわたる男女共同参画学習促進事業 （22,621千円） （文部科学省）</p>	<p>幼児期から，男女共同参画の視点に立った教育を家庭及び地域で推進するため，年少の子どもを持つ親を対象にした学習プログラム等の開発を行うとともに，幼稚園等を含む地域社会全体で取り組むモデル的な事業を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の設置 2 地域で実践する男女共同参画学習事業の委託 <ul style="list-style-type: none"> ・委託数：8件

	<p>男女の家庭・地域生活充実支援事業 (42,003千円) (文部科学省)</p>	<p>男女が共に自立し、多様な働き方、生き方を実現するとともに、対等なパートナーとして、少子高齢化や男女共同参画の問題に柔軟に対応できるよう、男性の家庭・地域生活の両立支援及び女性の社会参画支援のための学習事業を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の設置 2 男女の家庭・地域生活充実支援事業の委託 ・委託数：10件
<p>我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。</p>	<p>女性関係基金への拠出 (164,944千円) (外務省)</p>	<p>UNIFEMを通じ、開発途上国政府やNGO等の要請に基づき女性のエンパワーメントのためのプロジェクトに対し援助を行っている。平成14年度には、女性に対する暴力撤廃のための信託基金への35,136千円を含め、女性関係基金に対し計164,944千円の拠出を行った。</p>
<p>女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。</p>	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権問題特別対策経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲）</p> <p>女性の人権ホットライン設置経費 (2,402千円) (法務省)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第54回人権週間（平成14年12月）において、「女性の地位を高めよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。 2 女性等に対する人権侵害の発生を防止するため、都道府県及び政令指定都市に対し啓発活動事業を委託した。 3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。 4 法務局・地方法務局に女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置している。

<p>(2) 子ども</p>	<p>基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法，児童福祉法等の法令並びに国際人権規約，児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って，政府のみならず，地方公共団体，民間団体，学校，家庭等，社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。</p>	<p>青少年の非行防止及び健全育成に関する活動等 (408,111千円) (内閣府)</p>	<p>次代を担う青少年を健やかに育成すべく青少年の健全育成及び非行防止活動を総合的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年育成国民運動の推進 昭和40年9月の中央青少年問題協議会の意見具申を契機として，青少年の健全育成の重要性について国民一人一人の認識を深めてもらうべく，中央における運動の推進主体である(社)青少年育成国民会議と一体となって，11月の「全国青少年健全育成強調月間」を中心に広報啓発活動や全国青年インターネットシンポジウムの開催など各種の取組を積極的に行っている。 2 青少年の非行防止対策 7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」を中心とした広報啓発活動の実施，少年補導センターへの助成等の取組を総合的に推進し，青少年の非行防止に取り組んでいる。
	<p>学校教育において，幼児児童生徒の人権に十分配慮し，一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう，児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また，社会教育においても，同条約の内容・理念が広く理解され，定着されるよう，公民館等における各種学級・講座等を開設し学習機会を充実させる。</p> <p>いじめは，児童生徒の人権に関わる重大な問題であり，その解決のための真剣な取組を一層推進する。また，児童生徒一人一人を大切にされた個性を生かす</p>	<p>事項 について 人権教育総合推進事業 (再掲) (文部科学省)</p>	<p>すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し，人々の人権問題に対する理解と認識を深め，差別意識の解消を図り，人権にかかわる問題の解決に資することができるよう，社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権教育調査研究指導(国が実施) <ol style="list-style-type: none"> ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県 <ul style="list-style-type: none"> ・事例発表テーマ 人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫 イ 調査研究の委嘱(都道府県への委嘱) 2 人権教育促進事業(都道府県・指定都市への補助) <ol style="list-style-type: none"> ア 人権教育指導研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研修会の実施，学習教材等の作成・配布 イ 人権教育推進市町村事業

教育 教員に対する研修の充実，教育相談体制の整備，家庭・学校・地域社会の連携，学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。

いじめ問題，虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに，児童の権利に関する啓発活動を推進する。

・研究集会，講演会，巡回講座，学習講座，住民の参加交流事業等の実施

人権感覚育成事業
(再掲)
(文部科学省)

様々な人権課題や地域の特性等に応じた人権学習のモデル事業を展開しながら，人権感覚を持って行動できる人材を育成するための先導的な人権学習プログラムを開発した。

事項 について
スクールカウンセラー活用事業補助
(4,494,886千円)
(文部科学省)

各都道府県・指定都市において，スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究を行うために必要な経費の補助を実施した。 5,500校

事項 について
サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業
(100,398,000千円)
(文部科学省)

モデル地域を指定し，学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームの組織化など，地域における支援システムづくりを行った。

事項 について
生徒指導総合連携推進事業
(53,016千円)
(文部科学省)

市町村等を単位とした「生徒指導総合連携推進地域」を指定し，地域の構成員である家庭，学校，地域住民，民間団体，関係機関が一体となって，各地域がそれぞれ抱える生徒指導上の諸問題について，調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組を実施した。

「心の教室相談員」活用調査研究
(2,160,000千円)
(文部科学省)

中学生が悩み等を気軽に話せ，ストレスを和らげることができ，心のゆとりを持てるような環境を提供するため，青少年団体指導者や教職員経験者など地域の人材を公立中学校に「心の教室相談員」として配置し，その活用と効果に関する調査研究を実施した。
・約4,000校

事項 について

いじめ問題をはじめ，性の問題，自分の生き方や家族

<p>子ども24時間電話相談 (37,162千円) (文部科学省)</p>	<p>・友人関係などで悩む子どもたちが夜間・深夜や休日にもいつでも気軽に24時間、電話などにより相談できる体制を整備した。 ・委託事業：6都府県で実施</p>
<p>事項について 子どもの「心の教育」全国アクションプラン (60,873千円) (文部科学省)</p>	<p>心豊かでたくましく生きることができる青少年をはぐくんでいく社会環境を整備するため、青少年団体をはじめとした社会教育関係団体等が実施する、「心の教育」に関する普及啓発活動等の取組を推進した。 ・委嘱事業：17団体で18事業を実施</p>
<p>事項について 子どもの人権問題対策経費 (53,977千円)</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費(再掲)</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費(再掲)</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費(再掲)</p> <p>人権問題特別対策経費(再掲)</p> <p>人権啓発活動等実施経費(再掲) (法務省)</p>	<p>1 第54回人権週間(平成14年12月)において「子どもの人権を守ろう」を強調事項に掲げ全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 下記のとおりパンフレット等を作成し、全国に配布した。 ・「第22回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」 211,700部</p> <p>3 政府広報等を利用した啓発活動を以下のとおり実施した。 ・ワイドフォトニュース平成15年2月1日号に子どもの人権をテーマとした記事を掲載した。 ・平成15年3月に、TBSラジオ「グッドモーニングジャパン」で、子どもの人権をテーマとして全国放送した。</p> <p>4 中学生に、作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的とした「第22回全国中学生人権作文コンテスト」を実施した。 ・応募校5,714校,728,185編 また、コンテスト入賞者を訪ね人権について考えることをテーマとしたテレビ特別番組を作成し、平成15年2月に全国放送した。さらに、この番組はビデオ化して全国の法務局・地方法務局に備え付け、貸出に対応している。</p>

	<p>5 主に小学生を対象に、花の栽培を通じて、児童の情操をより豊かにし、児童に優しい思いやりの心を体得させることを目的とした「人権の花運動」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校2,605校・児童数465,342名,幼稚園,保育所,中学校等139団体・約11,844名が参加) <p>6 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>7 子ども等の人権を守るため,(財)人権教育啓発推進センター・都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
<p>事項 について 都市家庭在宅支援事業 (64,201千円) (厚生労働省)</p>	<p>都市部の家庭内での育児不安,虐待,非行等の諸問題に対応するため,民間施設の専門性を活用して,地域家庭からの相談に応じ,家庭訪問等の在宅支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部所在の児童福祉施設19か所で実施
<p>事項 について 育児等健康支援事業 (387,037千円) (厚生労働省)</p>	<p>虐待・いじめ等に早期に対応するため,小児科医等による相談事業,乳幼児健康診査時における育児不安等に関する相談事業,虐待の防止と早期発見を図るための児童虐待防止市町村ネットワーク事業等を実施。</p>
<p>事項 について 児童家庭支援センターの設置 (338,940千円) (厚生労働省)</p>	<p>地域の児童福祉に関する各般の問題につき,相談に応じ助言,指導を行うとともに,児童相談所等との連絡調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40か所設置
<p>事項 について 家庭支援体制緊急整備促進事業 (433,665千円) (厚生労働省)</p>	<p>1 ひきこもり等児童福祉対策事業(ふれあい心の友訪問援助事業,ひきこもり等児童宿泊等指導事業) ひきこもり等の児童について,教育分野との連携を図りつつ,児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用し,同時に家庭環境・養護問題の調整,解決機能の強化を図ることを総合的に行う。</p> <p>2 児童虐待対応強化事業</p>

		<p>児童相談所に、児童福祉司と協力して児童虐待に関する調査、関係機関との連絡調整を行う児童虐待対応協力員（児童福祉司等 OB）を配置。</p> <p>3 協力体制整備事業 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、児童相談所が、主任児童委員等へ虐待の専門的研修を実施し、研修終了者による地域連絡網を整備するとともに、パンフレット等による地域住民の啓発を実施。</p> <p>4 カウンセリング強化学業 児童虐待は保護者自身の被虐待体験や性格の偏向等が要因となり起きるものである。児童相談所が、家族の再統合を図るために、保護者に対してカウンセリングを効果的に実施することが必要であることから、精神科医の協力を得る体制を整備。</p> <p>5 児童虐待機関連携強化学業 児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所、市町村保健センター等が、虐待を受けた児童や家庭に対して協同で対応（発見、調査、援助）するための実践的マニュアルを自治体ごとに作成。</p>
	<p>事項 について 児童養護施設等における被虐待児童等に対する心理療法担当職員を配置 (514,660 千円) (厚生労働省)</p>	<p>児童養護施設に入所した心的外傷を持つ被虐待児童等に対して、心の傷を癒すための心理療法を実施する職員を配置</p>
	<p>事項 について 児童虐待防止対策協議会の開催 (厚生労働省他)</p>	<p>児童虐待防止に関係する省庁及び関係団体等が一同に会し、児童虐待に関する通報・情報提供の促進と関係団体の連携強化など、総合的な取り組みを進めるために開催</p>
<p>犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福</p>	<p>事項 について 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害少年に対する支</p>	<p>1 支援体制の充実 ・ 支援体制の充実強化を図るため、全国の都道府県警察に少年サポートセンターを設置して少年補導職</p>

社を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。

児童買春，児童ポルノ，児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており，我が国としても，児童の商業的性的搾取の防止等について，積極的に取り組む。

援活動
(警察庁)

- 員や少年相談専門職員等の配置を進めている。
- ・ 全国の都道府県警察に被害少年対策を担当する係を設置して推進体制を整備している。
- 2 相談しやすい環境の整備
 - ・ 全国の都道府県警察に少年相談の専用窓口を設置し，窓口の周知を図るため各種機会を利用して積極的に広報を推進。
 - ・ 少年相談電話のフリーダイヤル化，FAX化や24時間運用を進めているほか，被害相談のための専用電話を設置し，電話番号等の広報を積極的に推進。
- 3 継続的支援活動の推進
 - 少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進するため，部外専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱して助言指導を受けたり，地域のボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱するモデル事業を行っている。（被害少年カウンセリングアドバイザー142名，被害少年サポーター834名）
- 4 関係機関・団体との連携の強化
 - 児童相談所，学校等関係機関・団体とのネットワークを構築して連携を強化している。

事項 について
少年の福祉を害する犯罪の取締り
(警察庁)

児童福祉法違反，青少年保護育成条例違反，テレクラ営業規制条例等の少年の福祉を害する犯罪の取締りの推進
(平成14年中の送致人員：6,221人)

事項 について
児童買春，児童ポルノ問題への積極的対応
(警察庁)

- 1 児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の適正な運用。
 - 平成11年11月から施行された「児童買春・児童ポルノ法」に基づき，積極的な取締り及び児童の保護等を推進している。
- 2 被害を受けた少年の救出・保護
 - 保護者，児童相談所等関係機関と連携しつつ被害児童の救出・保護に努めている。

			<p>3 被害少年に対する支援活動（再掲）</p> <p>4 児童ポルノ自動検索システム（通称 CPASS）の運用開始 平成14年9月から児童ポルノ自動検索システムの運用を開始し、インターネット上の児童ポルノ事件の取締りを強化している。</p> <p>5 CSEC 東南アジアセミナーの開催 平成14年7月に東南アジアにおける児童買春問題等に取り組んでいる警察職員等からその取組状況を聴取し、国外における児童買春・児童ポルノ事件捜査及び児童の保護に必要な知識を身につけるためのセミナーを開催した。</p>
		<p>事項 について 出会い系サイトに係る犯罪被害防止対策 （警察庁）</p>	<p>1 各種広報啓発活動の推進 被害防止教室及び教育関係者・プロバイダ等業者を交えたシンポジウムの開催，リーフレットの配付等，児童の犯罪被害防止のための広報啓発活動を推進している。</p> <p>2 関係機関，関係業界等に対する被害防止のための指導の要請 教育機関，PTA，電話会社等と被害防止対策会議を開催するなど相互の連携を図るとともに，プロバイダ，サイト開設者に対し，児童の被害防止のための措置を要請した。</p> <p>3 フィルタリングシステムの導入促進 フィルタリングシステム導入の必要性についての広報啓発用リーフレットを作成し，あらゆる機会を通じて配付している。</p>
		<p>事項 について 児童の商業的性的搾取防止のための国際的取組への貢献 （外務省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年5月にジュネーブにて開催された，児童の権利条約に関する我が国の第一報告審査に各省庁よりの代表団を出席せしめ，審査の場における議論に積極的かつ誠実に対応するとともに，審査後のフォローアップ及び国内における関連文書の広報等に努めている。

- ・平成13年2月に、児童の商業的性的搾取の予防やこうした行為の取り締まり、被害児童の回復のための取組等を定めた「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」を策定し、同計画の実施につき適宜フォローアップを行っている。
- ・UNICEF(国連児童基金)への拠出(2,877,872千円) UNICEFへの拠出を通じ、児童の権利の促進と福祉の向上のための事業の実施を支援している。
- ・平成13年2月、外務省及び(財)日本ユニセフ協会共催により、「児童の商業的性的搾取に関するシンポジウム：第2回世界会議に向けて」を京都で開催した。
 本件シンポジウムは、平成13年12月に我が国、UNICEF、ECPAT(国際NGO)及び児童の権利条約NGOグループの共催で横浜にて開催した「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」(以下「第2回世界会議」)に向けて、児童買春、児童ポルノといった商業的な児童の性的搾取の問題に関する理解と関心を高めることを目的として開催された。
 シンポジウムでは、国内外における児童の商業的性的搾取の問題の現状と取組、今後の課題について議論が行われ、国会議員、地方公共団体(京都府、京都市、大阪府、大阪市)の関係者、学識者、人権NGO団体、メディア関係者等239名が出席した。
- ・児童買春、児童ポルノ等の問題に対する国内外の関心、理解を促進するため、平成13年12月に横浜において、UNICEF、ECPATインターナショナル及び児童の権利条約NGOグループと共催で「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を開催した。本件会議には、総計136カ国の政府(うち閣僚級の参加は52カ国)、国外から148のNGO、日本から135のNGO及び23の国際機関等、総計約3050人が参加した。また、国内外から90名の子ども・若者が参加した。
- ・また、同世界会議に先立つ平成13年6月には、国

連子ども特別総会第3回準備会合において、UNICEF等との協力により、児童の商業的性的搾取に関するパネルディスカッションを開催し、児童買春、児童ポルノ等の問題の概要を説明し、右への理解と取組の促進を図った。

- ・ 更に、児童買春、児童ポルノ等の問題の概要を説明し、我が国の本件問題への取組を紹介する広報パンフレット「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議と日本の取り組み」の英語版を作成し（和文版については平成13年3月に作成）、上述の「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」及び国連子ども特別総会第3回準備会合等の場において広く配布した。
- ・ 日本政府は平成14年5月、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」に署名を行った。
- ・ 平成15年2月、日本政府は、第二回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議のフォローアップ会合として、国際連合児童基金（UNICEF）との共催で、東京（国連大学）において「児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム」を開催した。今次シンポジウムには、児童のトラフィッキング問題の解決に取り組んでいる東南アジア地域7カ国のNGO（非政府組織）代表12名及びUNICEF現地事務所職員が参加し、4つのセッション（「予防措置」、「被害者の保護・リハビリテーション」、「被害者の帰還及び社会への再統合」、「法的措置 - 訴追等」）において、本件問題の現状について報告を行うと共に活発な討議を行った。また、国内からも、国内NGO、学術関係者、外交団、国際機関等のべ188名が出席し、質疑応答、全体討論に参加した。その結果、児童のトラフィッキング問題の全体像が把握されると共に、今後の活動の指針として、政府、NGO、国際機関などの間の幅広い協力の推進等の点につき共通の認識を得ることができた。

	<p>子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。</p>	<p>子どもの人権問題対策経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権問題特別対策経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲）（法務省）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第54回人権週間(平成14年12月)において「子どもの人権を守ろう」を強調事項に掲げ全国各地で様々な啓発活動を実施した。 2 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。 3 子ども等の人権を守るため、(財)人権教育啓発推進センター・都道府県及び政令指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。 4 法務局・地方法務局に子どもの人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置している。
	<p>保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。</p>	<p>「人権を大切にすることを育てる」保育の推進（厚生労働省）</p>	<p>保育所保育指針の目標に掲げる「人権を大切にすることを育てる」保育をさらに推進する通知を発出し、指導している。（「人権を大切にすることを育てる」保育について：平成9年4月1日・児保第10号）</p>
<p>(3) 高齢者</p>	<p>高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。</p>	<p>高齢者問題に関する啓発活動（22,049千円）（内閣府）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」の開催 人口の高齢化が進行していく中で、国民一人一人が高齢化の影響や高齢者問題を自らの問題として認識し、その対応を考え、自らの役割を果たしていくための国民的合意づくりを目的として開催。 ・エイジレス・ライフ実践者紹介、講演、啓発作品紹介等 2 社会参加促進普及・啓発事業

			<p>2 1世紀の本格的な高齢社会を心豊かなものとしていくためには、高齢者が社会から疎外されることなく、主体的に社会とのかかわりを持つことが重要であることから、積極的に社会参加活動を行っている事例を広く紹介。また、高齢者の社会参加活動を促進する上で、民間団体等の果たす役割はますます大きくなっていることから、高齢者関連団体に関する基礎情報を収集。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加活動事例紹介、啓発事業 ・高齢者関連団体活動状況調 <p>3 高齢社会セミナー</p> <p>来るべき本格的な高齢社会への社会全体の取組が求められている状況を踏まえ、高齢者団体、企業、自治体等、多くの関係者の参加による高齢社会のシステムづくり等に関するセミナーを開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者による特別講演を実施 ・分科会の開催等
	<p>学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。</p>	<p>教育課程説明会 (80,500千円) (文部科学省)</p>	<p>指導的立場にある教職員に対し、学習指導要領の趣旨の実現のための説明会を行った。</p>
	<p>高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。</p> <p>高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。</p>	<p>事項 について 高齢者の社会参加促進に関する特別調査研究 (8,941千円) (文部科学省)</p> <p>人権感覚育成事業 (再掲) (文部科学省)</p>	<p>全国高齢者社会参加フォーラムを開催し、我が国の高齢社会における高齢者の社会参加活動を促進するうえでの様々な課題及び世代間の相互理解について研究協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加促進に関する特別調査研究(国が実施) ・全国高齢者社会参加フォーラムを平成14年10月に石川県で開催 <p>様々な人権課題や地域の特性等に応じた人権学習のモデル事業を展開しながら、人権感覚を持って行動できる人材を育成するための先導的な人権学習プログラムを開発した。</p>

<p>「老人の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。</p>	<p>百歳長寿者に対する祝状及び記念品の贈呈 (厚生労働省)</p> <p>老人の日・老人週間 (厚生労働省)</p>	<p>老人の日の記念行事として、平成14年度百歳到達者に対し、内閣総理大臣より祝状及び記念品を贈呈した。 ・平成14年度は、10,052名が該当</p> <p>平成14年9月15日(老人の日)から21日までの7日間を「老人の日・老人週間」と定め、国民一人一人が高齢者問題を身近なこととして理解するよう運動を行った。</p> <p>平成14年7月30日、厚生労働省老人保健局長名にて各都道府県知事・指定都市市長・中核市長あて文書を発出し、周知を図った。</p>
<p>高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。</p>	<p>高齢者活動促進システム確立事業 (75,972千円) (農林水産省)</p>	<p>高齢者の有する知識・技能の積極的活用を図る観点から、高齢者が行う地場農産物の生産・加工等の自立的な活動に必要な農業技術指導のための講習会及び簡易な機器整備等を47都道府県、70地区を対象に実施した。</p>
<p>高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。</p>	<p>高年齢者雇用促進月間の設定等 (9,260千円) (厚生労働省)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高年齢者雇用促進月間の設定 10月を高年齢者雇用促進月間と定め、高齢者の雇用就業問題について事業主をはじめ広く国民全体の理解と協力を求めることを目的として、全国高年齢者雇用促進大会の開催等高年齢者雇用を促進するための啓発活動等を展開した。 2 全国高年齢者雇用促進大会の開催(平成14年10月2日) 高年齢者雇用促進月間中、全国の事業主及び事業主団体等の参加を求め、厚生労働大臣表彰及びシンポジウムを行い、高齢者の雇用問題に関する意識の高揚を図った。 3 高年齢者雇用優良企業等の表彰 高年齢者の雇用問題等について先進的かつ積極的に取り組んでいる企業等に対して、厚生労働大臣表彰を

		<p>募集・採用時の年齢制限撤廃推進費 (130,206千円) (厚生労働省)</p>	<p>行った。 ・高齢者雇用優良企業等：53社</p> <p>4 年齢不問求人割合を、平成17年度に30%とする目標を設定 平成15年1月に、募集・採用における求人年齢制限の緩和の徹底に向けて、公共職業安定所で受理した求人のうち、年齢不問求人割合を、平成17年度までに30%とする目標を設定した。</p>
	<p>虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。</p>	<p>人権擁護委員制度の運営経費(再掲)</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費(再掲)</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費(再掲)</p> <p>人権問題特別対策経費(再掲)</p> <p>人権啓発活動等実施経費(再掲) (法務省)</p>	<p>1 第54回人権週間(平成14年12月)において、「高齢者を大切にすることを育てよう」を強調事項に掲げ全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 高齢者等に対する人権侵害の発生を防止するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
(4) 障害者	<p>障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。</p>	<p>障害者施策推進(148,103千円) (内閣府)</p> <p>障害者の日記念の集いの開催</p> <p>障害者関係功労者内閣総理大臣表彰</p>	<p>平成14年12月9日に、障害者団体や関係行政機関等約600名を招待して「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念と位置付けた「障害者の日・記念の集い」を、東京・有楽町朝日ホールで開催。</p> <p>12月9日の「障害者の日・記念の集い」において、「アジア太平洋障害者の十年」最終年を記念し、自立し</p>

	て社会活動に参加し、広く他に範を示している障害者又は障害者の福祉の向上に関し顕著な功績のあった個人・団体を表彰。
心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施	平成14年12月9日の「障害者の日・記念の集い」に、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、心の輪を広げる体験作文・障害者の日のポスター内閣総理大臣表彰を実施。
障害者週間におけるポスター展の開催	障害者週間中、梅田スカイビル及び営団地下鉄日比谷線銀座駅コンコースにおいて「障害のある人々を理解するためのポスター展」を開催。
年次報告書（白書）の作成	平成14年12月に「障害者対策に関する新長期計画の10年を振り返って」をテーマとした「障害者白書」を刊行。
障害者に対する差別解消のための啓発活動経費（7,075千円）	<p>1 第54回人権週間（平成14年12月）において、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 障害のある人の「完全参加と平等」を実現し、障害に対する差別や偏見を解消する等のため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び政令指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
人権擁護委員制度の運営経費（再掲）	
人権擁護委員実費弁償経費（再掲）	
人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）	
人権問題特別対策経費（再掲）	
人権啓発活動等実施経費（再掲）	

<p>障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため，小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催，小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布，並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。</p>	<p>(法務省)</p> <p>障害のある子どもに対する理解認識の推進 (67,043千円) (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導資料作成配布 ・就学啓発事業委嘱 	<p>小・中学校等の教員が，障害のある子どもについての正しい理解と認識を深めるための指導資料「生きる力をはぐくむために - 障害に配慮した教育 - 」を作成・配布した。(作成部数31万部)</p> <p>障害のある子どもの教育について，学校関係者及び保護者等の理解と認識を深めるため次の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学啓発冊子の作成配布 (「お子さんに合った教育の場を求めて」作成部数13万部) ・社会参加と自立・就学啓発推進会議開催
<p>精神障害者に対する差別，偏見の是正のため，地域精神保健</p>	<p>障害のある児童生徒の交流活動事業 (13,403千円) (文部科学省)</p> <p>人権感覚育成事業 (再掲) (文部科学省)</p>	<p>障害のある子どもたちが，小・中学校等の通常の学級の子どもたちや地域の人々と活動を共にする交流教育は全ての子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに，地域の人々にとっても障害のある子どもたちに対する正しい理解や認識が深まるなど，極めて有意義であることから，盲・聾・養護学校の児童生徒が地域の同世代の子どもや人々と交流し，様々な活動を通して自立や社会参加を促進するための方策について，実践的な研究を実施。</p> <p>様々な人権課題や地域の特性等に応じた人権学習のモデル事業を展開しながら，人権感覚を持って行動できる人材を育成するための先導的な人権学習プログラムを開発した。</p> <p>精神科医療においては，患者本人の意思に関わらない入院医療や一定の行動制限を行うことが少なくないた</p>

福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。

(181千円)
(厚生労働省)

め、これらの業務を行う医師は、患者の人権に十分配慮した医療を行うに必要な資質を備えている必要がある。

そのため、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了した医師の中から、厚生労働大臣が「精神保健指定医」として指定している。

- ・14年度研修実績（新規研修：2回開催，更新研修：7回開催）

精神保健福祉相談員の任命に係る厚生労働大臣の指定する講習会
(厚生労働省)

精神保健福祉相談員は、都道府県知事（指定都市の市長，保健所設置市の市長，特別区の区長）が、その職員の中から任命するものであるが、その任用資格のうちの一つである「厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健婦であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの」に係る講習会の厚生労働大臣指定を行っている。

- ・14年度（4都道府県・指定都市）

障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。

障害者雇用促進月間の設定等
(179,568千円)
(厚生労働省)
・障害者雇用促進月間の設定

9月を雇用促進月間と定め、障害者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用問題に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を深めることを目的に、優良事業所の表彰等の開催、就職面接会の実施等の障害者雇用促進運動を展開した。

・全国障害者雇用促進大会

障害者雇用促進月間中、全国の事業主、働く障害者、関係団体等が参加し、表彰式や働く障害者総合しごと展等の行事を実施した。(平成14年9月11日)

・障害者技能競技大会の実施

障害者の職業能力の開発等を促進し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを与えるとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用と地位

		<p>事業主等に対する意識啓発等 (322,987 千円) (厚生労働省) ・ 障害者求人開拓推進員の配置</p>	<p>の向上を図ることを目的として、第 26 回全国障害者技能競技大会 (愛称 : アビリンピック) を熊本県において実施し、208 名の選手が参加した。</p> <p>障害者求人開拓推進員を配置し、事業主に対する障害者の雇用の維持・確保のための協力依頼、障害者に係る積極的な新規求人の開拓を実施した。</p>
	<p>障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。</p>	<p>障害者に対する差別解消のための啓発活動経費 (再掲)</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費 (再掲)</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費 (再掲)</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費 (再掲)</p> <p>人権問題特別対策経費 (再掲)</p> <p>人権啓発活動等実施経費 (法務省)</p>	<p>1 第 54 回人権週間 (平成 14 年 12 月) において、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 障害のある人の「完全参加と平等」を実現し、障害に対する差別や偏見を解消する等のため、(財) 人権教育啓発推進センター、都道府県及び政令指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
<p>(5) 同和問題</p>	<p>同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について (平成 8 年 (199</p>		

6年)7月26日閣議決定)」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。

ア 人権問題啓発推進事業

人権問題啓発推進事業
(農林水産省)

都道府県及び農林漁業関係機関が同和問題を含めた広範な人権教育・人権啓発活動を実施することにより地域農林漁業の円滑な推進に資するために次の事業を実施した。

- 1 都道府県人権問題啓発推進事業
農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に、人権問題に関する啓発を行うため会議を開催するとともに、啓発資料の作成・配布を行った。
- 2 全国農林漁業団体人権問題啓発推進事業
全国段階の農林漁業関係団体の職員を対象に、人権問題に関する啓発を行うための会議を開催するとともに、人権問題に関するポスター、パンフレット等の啓発資料を作成し職員に配布した。

イ 小規模事業者等啓発事業

人権啓発支援事業
(経済産業省)

産業界・経済界向けに、企業活動における様々な人権問題に関する講演会やシンポジウムを全国で開催し、経済界の役職員等の人権意識の涵養を図った(開催回数:66回、総参加人数:約8,300人)。

また、経済界への人権啓発のPRとしてポスターを作成するとともに、人権啓発の参考となるべき「企業経営者向け」、「企業内従業員向け」、「企業内人権啓発担当者向け」の3種類のパンフレットを作成し、都道府県、民間経済団体等関係団体に配布を行った。

ウ 雇用主に対する指導・啓発事業

雇用主に対する指導・啓発事業

雇用主に対し、人権に配慮した公正な採用選考システムの確立が図られるよう、以下の事業を実施

	(厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> 1 採用選考に関する業界団体への文書による要請 ・各経済・業種別107団体 2 ポスター、カレンダー等各種啓発資料を作成し、全国の企業等に配布。 3 新聞広報等各種広報媒体を通じた啓発活動 (中学、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考時毎に実施) 4 公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催(全国で725回) 5 企業トップクラス研修会の開催(全国で459回)
工 教育総合推進地域事業	教育総合推進地域 (再掲) (文部科学省)	教育上特別の配慮を必要とすると認められる地域において、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進するという観点から、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進した。 ・72地域
オ 人権教育研究指定校事業	人権教育研究指定校 (再掲) (文部科学省)	人権意識を培うための教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図った。131校
	人権教育資料作成配布等 (再掲) (文部科学省)	人権教育に関する資料や研究成果を集録した人権教育資料を作成した。
	人権教育に関する学習教材等の状況調査 (再掲) (文部科学省)	各県・市町村で作成された人権教育に関する学習教材等を収集し、分析評価する事業を各県に委嘱した。 ・47都道府県
カ 人権教育総合推進事業	人権教育総合推進事業 (再掲) (文部科学省)	すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人々の人種問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。

		<p>1 人権教育調査研究指導（国が実施）</p> <p>ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県 ・事例発表テーマ 人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫</p> <p>イ 調査研究の委嘱（都道府県への委嘱）</p> <p>2 人権教育促進事業（都道府県・指定都市への補助）</p> <p>ア 人権教育指導研修事業 ・指導者研究会の実施，学習教材等の作成・配布</p> <p>イ 人権教育推進市町村事業 ・研究集会，講演会，巡回講座，学習講座，住民の参加交流事業等の実施</p>
	人権感覚育成事業 （再掲） （文部科学省）	様々な人権課題や地域の特性等に応じた人権学習のモデル事業を展開しながら，人権感覚を持って行動できる人材を育成するための先導的な人権学習プログラムを開発した。
キ 人権思想の普及高揚事業	<p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権問題特別対策経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>1 第54回人権週間（平成14年12月）において，「部落差別をなくそう」を強調事項に掲げ，全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p> <p>3 ポスターを作成し，全国に配布した。 ・「部落差別解消」ポスター：31,400枚</p> <p>4 同和問題を始めとする各種人権問題を解決するため，（財）人権教育啓発推進センター，都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
隣保館において，地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づ	隣保館運営事業 （6,171,550千円） （厚生労働省）	<p>1 給与費</p> <p>（1）館長分 1,021館</p> <p>（2）指導職員分 765人</p>

	<p>き，周辺地域を含めた地域社会全体の中で，福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして，総合的な活動を推進する。</p>		<p>2 運営事務費 (1) 現行分 1,021 館 (2) 小規模地区対策分 1,021 館 3 地域福祉事業推進分 70 館 4 隣保館機能強化事業費 1,021 館 5 地域交流促進事業費 613 館 6 継続的相談援助事業費 1,011 館 7 広域隣保館活動事業費 80 か所</p>
	<p>今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに，えせ同和行為の排除を徹底する。また，同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに教育の中立性を確保する。</p>	<p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲） 人権問題特別対策経費（再掲） 人権啓発活動等実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>1 えせ同和行為排除啓発講演会を全国各地で実施した。 2 えせ同和行為排除啓発パンフレットを作成し，全国に配布した。 ・えせ同和行為排除啓発パンフレット 50,000 部 3 人権啓発ビデオ「えせ同和行為を排除するために」を作成した。 4 同和問題を始めとする各種人権問題を解決するため，（財）人権教育啓発推進センター，都道府県及び指定都市に対し様々な啓発活動事業を委託した。</p>
<p>(6) アイヌの人々</p>	<p>平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して，「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき，アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という）が置かれている状況等に鑑み，アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。</p>	<p>アイヌ文化の振興，普及啓発等 （356,006 千円） （国土交通省，文部科学省）</p>	<p>アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法法人であって，同法に規定する業務を行うものとして，平成9年（1997年）11月に指定した「（財）アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う，次の事業に対して助成等を行った。</p> <p>1 アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進 ・アイヌに関する研究等の助成 2 アイヌ語の振興 ・アイヌ語教育の充実 ・アイヌ語の普及 3 アイヌ文化の振興 ・アイヌ文化の復元，再生，伝承 ・アイヌ文化の普及 ・国内外との交流の促進 ・優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰</p>

		<p>4 アイヌの伝統等に関する普及啓発 ・アイヌに関する情報の提供</p>
<p>学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。</p>	<p>教育課程説明会 (再掲) (文部科学省)</p>	<p>指導的立場にある教職員に対し、学習指導要領の趣旨の実現のための説明会を行った。</p>
<p>各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。</p>	<p>各大学におけるアイヌに関する教育研究の実施 (文部科学省)</p>	<p>大学におけるアイヌに関する教育については、例えば「アイヌ文化」、「アイヌの言語と文化」など、アイヌ語、アイヌ文化等に関する授業科目が開設されている大学も見られる。 アイヌに関する研究については、アイヌの言語や歴史などの分野について研究を行っている大学もある。</p>
<p>生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。</p>	<p>生活館運営事業 (165,247千円) (厚生労働省)</p>	<p>1 生活館運営費 (1) 運営事務費 180 館 (2) 生活館活動推進事業費 18 市町村 2 生活指導職員費 18 人</p>
<p>アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。</p>	<p>アイヌ理解促進経費 (2,787千円) 人権啓発地域活動経費 (再掲) 人権擁護委員制度の運営経費(再掲) 人権擁護委員実費弁償経費(再掲)</p>	<p>1 第54回人権週間(平成14年12月)において、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。 2 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。 3 アイヌの人々等に対する人権侵害の発生を防止するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に対し、様々な啓発活動事業を委託した。</p>

		<p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権問題特別対策経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲）（法務省）</p>	
(7) 外国人	<p>外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。</p>	<p>国際人権意識啓発・外国人人権擁護活動経費（40,642千円）</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権問題特別対策経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>1 東京，大阪，名古屋，広島，福岡，高松の各法務局及び神戸，松山地方法務局に通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設している。</p> <p>2 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
	<p>外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。</p>	<p>国際人権意識啓発・外国人人権擁護活動経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員制度の運営</p>	<p>1 第54回人権週間（平成14年12月）において、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 人権啓発ビデオ「この街で暮らしたい 外国人の人権を考える」を作成した。</p>

	<p>経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲）</p> <p>人権問題特別対策経費（再掲）（法務省）</p>	<p>3 政府広報等を利用した啓発活動を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年3月にWeb版広報通信3月号で外国人の人権をテーマとする記事を掲載した。 <p>4 外国人問題をはじめとする各種人権問題の解決のため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p>
<p>定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。</p>	<p>国際人権意識啓発・外国人人権擁護活動経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲）</p> <p>人権問題特別対策経費（再掲）（法務省）</p>	<p>1 第54回人権週間（平成14年12月）において、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 外国人問題をはじめとする各種人権問題の解決のため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 外国人であるという理由だけで役務の提供を拒否した事案について、法務省の人権擁護機関は、外国人への役務の提供を拒否している経営者等に対して個別の啓発を実施するとともに、人種差別撤廃条約に関するパンフレットを街頭で配布するなどの地域啓発を実施した。</p> <p>4 在日韓国・朝鮮人児童・生徒らに対する嫌がらせ等が相次いで発生したため、人権擁護機関では在日韓国・朝鮮人児童・生徒が多数利用する通学路等においてパンフレット・チラシ等の配布、ポスター掲示等の啓発活動を行うとともに、これらの活動を通じて、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対し、嫌がらせ等を受けたときには、法務省の人権擁護機関に相談するよう呼びかけを行った。</p>

			<p>また、朝鮮学校に通う児童・生徒に対する嫌がらせ等の行為の実情を把握するため、平成15年3月5日に東京朝鮮中高級学校を訪問した。</p>
		<p>事項 について 人権教育総合推進事業 (再掲) (文部科学省)</p>	<p>すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人々の人種問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。</p> <p>1 人権教育調査研究指導(国が実施)</p> <p>ア 全国人権教育担当者研究協議会：和歌山県 ・事例発表テーマ 人権に関する指導者の養成・確保 学習意欲を喚起する学習機会の提供 現代的課題と人権教育の推進 人権教育の推進に係る啓発資料等の工夫</p> <p>イ 調査研究の委嘱(都道府県への委嘱)</p> <p>2 人権教育促進事業(都道府県・指定都市への補助)</p> <p>ア 人権教育指導研修事業 ・指導者研究会の実施、学習教材等の作成・配布</p> <p>イ 人権教育推進市町村事業 ・研究集会、講演会、巡回講座、学習講座、住民の参加交流事業等の実施</p>
		<p>事項 について 人権感覚育成事業 (再掲) (文部科学省)</p>	<p>様々な人権課題や地域の特性等に応じた人権学習のモデル事業を展開しながら、人権感覚を持って行動できる人材を育成するための先導的な人権学習プログラムを開発した。</p>
(8) HIV感染者等	<p>HIV感染者 ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイ</p>	<p>エイズに関する正しい知識の啓発普及 (2,114,051千円) (厚生労働省)</p>	<p>エイズに関する正しい知識の普及のため、以下の事業を実施した。</p> <p>1 エイズ予防ポスター作成 エイズ予防のためのポスターを作成し、全国の映画館、郵便局、都道府県等に配布、掲示した。</p> <p>2 エイズ知識啓発普及事業</p>

ズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

教育及び福祉関係従事者を対象に研修を実施した。

- 3 空港でのビデオ等による啓発
成田空港出国ロビーにおいてビデオディスプレイによるエイズ啓発ビデオを放映した。
- 4 「世界エイズデー」キャンペーン事業
12月1日に主に若年層を対象としてエイズ予防啓発を目的としてシンポジウムを開催した。
- 5 保健所における青少年へのエイズ教育の実施
保健所のエイズ担当職員及びエイズの専門家が、管内の青少年にエイズに関する正しい知識を啓発普及するため、講習会等を実施した。
- 6 啓発普及
一般向けパンフレット等の配布及び相談事業と外国人向けパンフレットの配布を行った。
上記1及び4については、12月1日の「世界エイズデー」(毎年実施)に重点的に実施した。

人権擁護委員制度の運営経費(再掲)

人権擁護委員実費弁償経費(再掲)

人権侵犯事件調査等活動経費(再掲)

人権問題特別対策経費(再掲)

人権啓発活動等実施経費(再掲)
(法務省)

- 1 第54回人権週間(平成14年12月)において、「HIV感染者、ハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。
- 2 HIV感染者等に対する差別や偏見を解消するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。
- 3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付

エイズ教育(性教育)推進事業

- 1 39地域においてエイズ教育(性教育)推進地域事業を実施(平成14~16年度)

けさせることにより，エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすため，エイズ教育を推進し，教材作成及び教職員の研修を充実させる。

(39,593 千円)
(文部科学省)

- 2 世界エイズデーシンポジウムの開催 (平成 14 年 1 月 27 日)
- 3 独立行政法人教員研修センターにおいてエイズ教育研修会を開催

エイズ教育教材等作成事業
(88,730 千円)
(文部科学省)

- 1 小学生用ポスターの作成及び配布
- 2 中学生用エイズ教育教材「エイズを正しく理解しよう！」の作成及び配布
- 3 高校生用エイズ教育教材「A I D S 正しい理解のために」の作成及び配布
- 4 コンピュータ情報ネットワークを活用したエイズ教育情報ネットワーク整備事業を実施

人権感覚育成事業
(再掲)
(文部科学省)

様々な人権課題や地域の特性等に応じた人権学習のモデル事業を展開しながら，人権感覚を持って行動できる人材を育成するための先導的な人権学習プログラムを開発した。

ハンセン病
ハンセン病については，平成 8 年 (1996 年) に「らい予防法」が廃止されたところであるが，ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて，ハンセン病資料館の運営，啓発資料の作成・配布等を通じて，ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及事業
(148,638 千円)
(厚生労働省)

各療養所自治会及びハンセン病資料館に「地域啓発推進員」を置き，療養所の特色を活かした啓発活動を展開した。
全中学生向け及び一般向けにパンフレットを作成し，配布した。

・地域啓発の推進

人権擁護委員制度の運営経費 (再掲)

- 1 第 54 回人権週間 (平成 14 年 12 月) において，「H I V 感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を強調事項に掲げ，全国各地で様々な啓発活動を実施した。
- 2 ハンセン病患者，元患者等に対する差別や偏見を解消するため，(財)人権教育啓発推進センター，都道

人権擁護委員実費弁償経費 (再掲)

		<p>人権侵犯事件調査等活動経費（再掲）</p> <p>人権問題特別対策経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲）（法務省）</p>	<p>府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
（ 9 ） 刑を終えて出所した人	<p>刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し，これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。</p>	<p>第 5 2 回社会を明るくする運動の実施（法務省）</p>	<p>犯罪や非行を防止し，罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支えるため，地域住民の理解と参加を得て，第 5 2 回社会を明るくする運動を実施した。本運動については，全国 4 7 都道府県で広報用ポスターの掲出（ 3 6 4 ， 2 0 7 枚 ），街頭広報活動の実施（ 7 ， 9 2 9 回 ），ミニ集会，住民集会の開催（ 1 6 ， 9 0 0 回 ）を行ったほか，全国矯正展，プロ野球，Ｊリーグ公式戦等において場内アナウンス，電光掲示板，看板等により 4 5 0 ， 8 7 4 回の P R ・ 広報活動を実施した。また広報映画 1 本を制作し，全国 5 2 の民放局で放映された。</p> <p>さらに，小中学生を対象とした作文コンテストでは 7 9 ， 7 7 0 点，一般標語募集では 3 ， 9 0 5 点の応募があった。なお，全国で本運動に参加した人員は約 3 7 0 万人であった。</p>
（ 1 0 ） その他	<p>犯罪被害者等</p>	<p>パンフレットの作成・配布等（法務省）</p>	<p>1 「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し，全国検察庁及び各都道府県警等に置いて被害者等に配布した。</p> <p>2 法務省ホームページにおいて「犯罪被害者の方々へ」のコーナーを，検察庁ホームページにおいて「犯罪にあわれた方へ」のコーナーをそれぞれ設け，犯罪被害者保護のための制度等について紹介した。</p>
		<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p>	<p>1 第 5 4 回人権週間（平成 1 4 年 1 2 月）において，「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調</p>

	<p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査活動等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 犯罪被害者とその家族への人権侵害を解消するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
<p>インターネットによる人権侵害等</p>	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査活動等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>1 第54回人権週間（平成14年12月）において、「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 インターネットを悪用した人権侵害を解消するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
	<p>各学校における子どもたちへの指導 （文部科学省）</p>	<p>学校教育においては、「情報活用能力」として、子どもたちにコンピューターやインターネットを的確に使う技能を習得させるとともに、適切な情報モラルを身に付けさせることとされており、新しい学習指導要領では、中・高等学校において、情報に関する教科・内容を必修とし、その中で情報化が社会や生活に及ぼす影響や情報モラルの必要性について生徒に指導することとされている。平成14年度においても、新学習指導要領が着実に実施されるよう、教員や教育委員会関係者に対し、その趣旨の徹底を図った。</p>

<p>性的指向（異性愛，同性愛，両性愛）に関する人権</p>	<p>人権擁護委員制度の運営経費（再掲）</p> <p>人権擁護委員実費弁償経費（再掲）</p> <p>人権侵犯事件調査活動等活動経費（再掲）</p> <p>人権啓発活動等実施経費（再掲） （法務省）</p>	<p>1 第54回人権週間（平成14年12月）において、「性的指向を理由とする差別をなくそう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。</p> <p>2 性的指向に関する差別や偏見を解消するため、(財)人権教育啓発推進センター、都道府県及び指定都市に様々な啓発活動事業を委託した。</p> <p>3 法務局・地方法務局及び支局に配置している常駐の人権擁護委員により実施した。</p>
<p>北朝鮮当局によって拉致された被害者等</p>	<p>拉致被害者・家族に対する支援 （1,950千円） （内閣府）</p>	<p>内閣総理大臣は平成15年1月6日、15名を「被害者」として認定し、同年1月から、帰国被害者5名に対する滞在援助金の支給を開始した。</p>

4 . 国際協力の推進

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画		関連施策及び実施状況	
項目	事項	施策	実施状況
	<p>国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権高等弁務官事務所等が開発途上国に対し実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。</p>	<p>人権問題基金への拠出 (71,126千円) (外務省)</p>	<p>国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権高等弁務官事務所等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。</p>
		<p>障害者基金への拠出 (6,588千円) (外務省)</p>	
	<p>我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。</p>	<p>人権教育に関する2国間協力 (外務省)</p>	<p>1 カンボディア法制度整備 1995年よりカンボディアから司法省員、研究者、弁護士を招聘し、将来の法律作成の参考とするため、法律の基本的考え方と制度を紹介。 (専門家派遣：長期1名、短期24名、研修員受け入れ16名)</p> <p>2 ヴェトナム法整備支援 1996年より実施中。法制度整備の参考とするため、法律についての基本的考え方と制度を講義するため、専門家派遣及び研修員受け入れを行う。 (専門家派遣：長期4名、短期23名、研修員受け入れ38名)</p> <p>3 犯罪防止(矯正保護)</p>

犯罪者の人権保護を目的として研修員受け入れ及び専門家派遣を行う。

(研修員受け入れ14名)

- 4 女性の地位向上のための行政官セミナー
女性の地位向上施策にかかる企画・立案事業者に対し、女性問題解決のためのマネジメント能力を養成する。(平成13年度までに8名受け入れた)
- 5 ラオス法整備支援
ラオスの法整備の参考とすることを目的に、法律の基本的考え方と制度を紹介。
(短期専門家：8名，研修員受け入れ：27名)
- 6 男女共同参画推進セミナー
女性施策を推進する機関の女性問題担当官に対し、機能強化を図るための知識，能力を養う。
(研修員受け入れ：9名)
- 7 ペルー行刑施設における処遇・保安警備・管理運営刑務所等の行刑施設職員養成担当者に対し，刑務所管理運営，環境改善，受刑者更生等につき能力向上を図る。
(研修員受け入れ：平成10年度から12年度まで毎年10名を受け入れた)
- 8 タイ・シリントン青少年職業訓練センター職業訓練計画
青少年の再教育・能力開発に関わる人材が養成され，全国の施設に配置されることで，犯罪を犯した青少年の社会復帰が促進される。
(平成13年度までに短期専門家を4名派遣した)
- 9 エル・サルヴァドル民主化支援
エル・サルヴァドルの民主化支援に資する経済分野のセミナーを実施した。(平成13年度までに短期専門家を3名派遣した)
- 10 タジキスタン国会運営セミナー
平成10年8月にタジキスタンで殉職した秋野政務官の遺志を受け，平成10年より実施。平成14年度は10名が参加。

			<p>1 1 アフリカ諸国を対象とする民主化セミナー アフリカ諸国の開発における議会の役割を高めることを目的として、アフリカ諸国の与野党議員を対象に、平成4年度から実施。平成14年度は9名が参加。</p>
	<p>我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には同宣言をテーマとすることを検討する。</p>	<p>国際的な人権シンポジウムの開催 (外務省)</p>	<p>平成13年12月に、「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を開催(3.重要課題への対応(2)子どもの項を参照)。 平成15年2月に同世界会議のフォローアップ会合として「児童のトラフィッキング問題に関するシンポジウム」を開催。</p>